

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

福岡県 最低賃金

令和8年
10月4日_{から}
時間額

1,114円

前年比
57^{UP}_円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!^(※2)



最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方

時間給	円	≥	最低賃金額(時間額)	円
-----	---	---	------------	---

B 日給の方

日給	円	÷	1日の平均所定労働時間	時間	=	時間額	円	≥	最低賃金額(時間額)	円
----	---	---	-------------	----	---	-----	---	---	------------	---

C 月給の方

月給	円	÷	1か月の平均所定労働時間	時間	=	時間額	円	≥	最低賃金額(時間額)	円
----	---	---	--------------	----	---	-----	---	---	------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件

- 事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること
- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払
- 生産性向上に資する機器・設備などの導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
審査
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
審査
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
審査
- 4 支給

WEBで 確認!

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索



最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局または最寄りの労働基準監督署へ

福岡労働局 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R8.9)

ー福岡県最低賃金額改定のお知らせー

福岡県最低賃金が令和8年10月4日から

1時間1,114円（57円引上げ）

となります。

最低賃金引上げには「業務改善助成金」（申請期間：令和8年9月1日～同年10月3日）など各種支援策の詳細は、福岡労働局のホームページ

賃金引上げ等を進める事業主のみなさまを支援します

をご覧ください。



【 お問い合わせ先 】

①最低賃金に関すること

福岡労働局 労働基準部 賃金室

電話 092-411-4578

ホームページ: [福岡県の最低賃金](#)

②業務改善助成金に関すること

業務改善助成金コールセンター

電話 0120-366-440（平日9:00～17:00）